○災害時における無人航空機を活用した支援協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社愛媛新聞社（以下「乙」という。）とは、災害時における無人航空機（ドローン）の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象及び予期できない災害等において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機の運用（以下「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

第２条　甲は、災害時に情報収集や救助支援等のため必要と認めるときは、乙に対し、本業務を実施するための出動を書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、書面によらず要請しうることとし、後日速やかに乙に書面を提出するものとする。

（活動内容）

第３条　甲が乙に無人航空機の運用において支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

⑴　被災状況の情報収集、調査

⑵　遭難者の捜索等、被災者への救助支援

⑶　定点撮影、観測

⑷　甲及び乙が協議して定める事項

２　乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲応ずるものとする。

３　乙は、要請を受けて活動をする場合は、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（調査研究等の実施）

第４条　甲及び乙は、平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の活動を行うものとする。

（活動の完了）

第５条　乙は、活動が完了したときは、口頭並びに書面により、甲の定める期限までに完了報告を行う。

（連絡窓口、連絡責任者）

第６条　甲及び乙は、本業務の円滑な運用を図るため、平常時から連絡担当及び連絡責任者を定めることとする。

（費用の請求）

第７条　乙は、本業務完了後、当該活動に要した費用を甲に請求するものとする。なお、第４条にかかる費用は、それぞれが負担する。

（費用の支払）

第８条　甲は、第７条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

（秘密の保持）

第９条　甲及び乙は、本業務上知り得た甲又は乙、第三者の秘密を洩らさないようにしなくてはならない。本業務終了後もまた同様とする。

（損害の補償）

第１０条　本業務の実施に伴い、甲、乙、いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の担当者等に損害が生じたときは、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１１条　本協定の有効期限は、本協定の締結日から１年間とする。ただし、かかる有効期間が満了する１か月前までに甲または乙が相手方に対し、本協定を終了させる旨書面により通知しない限り、本協定は更新されたものとし、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第１２条　甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

（その他）

第１３条　本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議し

て定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和元年11月28日

甲　　　愛媛県大洲市大洲６９０番地の１
大洲市
市　長

乙　　　愛媛県松山市大手町１丁目１２番地１
株式会社 愛媛新聞社
代表取締役社長